

令和 4 年度 第 1 回 臨時 会議 案

相模川流域下水道事業連絡協議会

目 次

議 案 番 号	議 案 件 名	頁
議案第1号	「流域下水道維持管理要綱」の改正について	1

議案第1号

「流域下水道維持管理要綱」の改正について

「流域下水道維持管理要綱」の全部を別添のとおり改正する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

流域下水道維持管理要綱

(改 正 後 の 全 文)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要綱は、流域関連公共下水道から流域下水道への接続、流入、維持管理その他について、流域下水道と流域関連公共下水道の円滑な運営に関する必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 流域関連公共下水道の接続

(接 続)

第 2 条 流域下水道に接続する施設は、流域関連公共下水道以外のものであってはならない。

(接続工事)

第 3 条 流域関連公共下水道を流域下水道に接続する工事（以下「接続工事」という。）は流域関連公共下水道管理者（以下「流域関連市町」という。）が行うものとする。

(接続の承認)

第 4 条 流域関連公共下水道を流域下水道に接続しようとする流域関連市町は、当該接続工事を開始する前にあらかじめその計画について様式 1 - 1（接続申請）により、接続箇所ごとに流域下水道管理者（以下「県」という。）の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。なお、接続の承認にあたっては次条で規定する「流域下水道接続基準」によるものとする。

2 県は前項の承認をするときは当該流域関連市町に対し、様式 1 - 2 により接続の承認について通知するものとする。

(流域下水道接続基準)

第 5 条 前条第 1 項の承認の基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 接続箇所は県の指定した箇所に限るものとする。ただし、やむを得ない場合のみ県と当該流域関連市町の協議により接続するものとする。
- (2) 接続計画の内容は、原則として下水道法及び都市計画法に定める事業の認可に適合しているものであること。
- (3) 流域下水道接続マンホールとの接続の方法は、関連公共下水道の最終端マンホールに接続管をもって接続するものとし、接続管の管理は流域関連市町とする。なお、流域下水道との段差が大きい場合は最終端マンホールに適切な段差を設けた構造とし、地形等の条件により段差を設けることが困難な場合は、別途協議する。
- (4) 接続は、原則として「下水道施設計画・設計指針と解説」に適合したものであること。
- (5) 合流式の接続は、遮集量の調整及び異常時に止水等ができるようにゲート又は角落しなどを設けた特殊なものとする。

(接続工事の着手及び完工)

第 6 条 流域関連市町は接続工事を開始しようとするときは、事前に様式 2 - 1（着工届）を県に提出しなければならない。

- 2 流域関連市町は、前項の接続工事が完成したときは、直ちに様式 2-2 (完工届) を県に提出し、県の指定する職員による接続工事の完工検査を受けなければならない。
- 3 県は前項の検査を行ったときは、その結果を様式 2-3 (復命書) により復命するとともに、様式 2-4 (検査結果) により当該流域関連市町に通知するものとする。

第 3 章 流域下水道の処理開始

(流域下水道の処理開始の通知)

第 7 条 県は、流域下水道の処理開始をしようとするときは、下水道法 (以下「法」という。) 第 25 条の 26 の規定により当該処理開始に係わる区域内的の流域関連市町に、様式 3-1 の通知書によりその旨を通知するものとする。

第 4 章 流域下水道への流入開始

(流入の承認)

第 8 条 流域下水道を使用して、下水の処理を開始 (以下「流入開始」という。) しようとする流域関連市町は、新たに流入開始しようとする区域について、法第 9 条第 2 項の規定に基づく公示をする前にあらかじめその予定を様式 4-1 (流入申請) により県に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた区域を変更しようとするときも同様とする。なお、流入の承認にあたっては次の各号によるものとし、次条で規定する「流域下水道流入基準」を条件とする。

- (1) 流入開始しようとする区域は、法第 25 条の 26 の規定に基づき県が通知 (様式 3-1) した区域内であること。
- (2) 流入量は、流域下水道の能力の範囲内であること。
- 2 前項の申請 (変更申請も含む) は当該年度の当初又は、前年度末に当該年度分を一括して申請することができるものとする。
- 3 県は第 1 項及び第 2 項の承認をするときは当該流域関連市町に対し、様式 4-2 (流入承認) により流入の承認について通知するものとする。

(流域下水道流入基準)

第 9 条 前条第 1 項の流域下水道流入基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 流入する下水は、著しく流域下水道施設機能を妨げ、若しくは損傷する恐れのないものであること。
- (2) 流入する下水は、流域下水道の放流水質が法第 8 条の技術上の基準に適合しない恐れのないものであること。
- (3) 流入開始しようとする区域の法第 9 条第 2 項の規定に基づく処理開始の公示は、接続工事完工検査及び流入の承認が行われた後行うこと。

(処理開始の公示内容の報告)

第 10 条 第 8 条の承認を受けた流域関連市町は、当該承認を受けた区域について、法第 9 条第 2 項の規定に基づく公示をしたときは、速やかに公示の内容を様式 4-3 により県に報告するものとする。

(区域外流入の協議)

第 11 条 流域関連市町は、流域関連公共下水道の処理区域外の者に対し、法第 24 条第 1 項

第3号の規定により流域関連公共下水道の使用を許可しようとするときは、あらかじめ様式4-4（協議書）により県に協議しなければならない。ただし、供用区域に隣接し、法第11条の2に該当する者以外の一般家庭等の区域外流入については除く。

2 県は、前項の協議に対し、様式4-5により、当該流域関連市町に回答するものとする。

第5章 流域下水道への流入水の管理

（流量計の設置及び測定）

第12条 流域関連市町は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水の流入量を、接続点毎に流量計を設置して測定しなければならない。なお、流量計の設置が困難な場合は、流量の測定方法を県と協議するものとする。

2 流域関連市町は前項により、異常な結果が測定された場合は、速やかにその原因を調査し、県にその結果を報告するとともに、対策について県と協議しなければならない。

（流入下水量の報告）

第13条 流域関連市町は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した毎月の下水の水量について様式5-1（流入下水量報告）により翌月20日までに県に報告しなければならない。また、毎年度の実流入量及び有収水量等について様式5-2（年間流入量報告）により翌年度7月末までに県に報告しなければならない。なお、様式5-2（年間流入量報告）の報告にあたっては、「各流域下水道維持管理負担金の取扱要領」による実績報告との整合を図るものとする。

第6章 水 質 規 制

（除害施設の設置等の報告）

第14条 法第12条及び第12条の11に規定する条例により、除害施設の設置等の届出を受理した流域関連市町は、年度ごとに結果を取りまとめ、翌年度の4月30日までに様式6-1及び第16条に定める特定事業場等台帳により県へ報告しなければならない。

（特定施設等の流域下水道管理者への通知）

第15条 法第12条の10に基づく「流域下水道管理者への通知」については、第12条の3、第12条の4、第12条の7又は第12条の8第3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項について年度ごとに結果を取りまとめ、翌年度の4月30日までに様式6-2並びに第16条に定める特定事業場等台帳により、第12条の5の規定による命令をしたときは当該命令の内容を様式6-3により行うものとする。

（特定事業場等台帳の整備）

第16条 流域関連市町は、工場等の実態を常時把握するとともに、除害施設及び特定事業場（以下、「特定事業場等」という。）の台帳（以下、「特定事業場等台帳」という。）を作成し、立入検査結果及び指導事項等を記録しておかなければならない。

なお、流域関連市町は、特定事業場等台帳については、流域下水道事業連絡協議会水質等専門分科会で作成した「事業場台帳データベース」を利用することができる。

（特定事業場等の監視）

第17条 流域関連市町は、法第13条に基づく排水設備等の検査（以下、「立入検査」とい

う。)を実施する。立入検査は、特定事業場等から排除される下水について第19条に規定する「特定事業場等立入検査実施基準」に基づいて実施し、次の各号に適合させるために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 特定事業場等からの排水は、下水道法施行令第9条～第9条の7及び第9条の10～11に規定する基準以内の水質が常に安定した状態で得られること。
 - (2) 特定事業場等において水量、水質の測定及び異常時の対策等の適当な措置がとられていること。
 - (3) 特定事業場等の採水のため、原則として公道上に公共ますを設置すること。
- 2 流域関連市町は、前項の立入検査結果及び前項の立入検査結果に基づき行った改善指導等の内容を毎月取りまとめ、翌月の25日までに様式6-4により県に報告するものとする。

(特定事業場等の立入検査予定の通知)

第18条 流域関連市町は、特定事業場等の翌年度の立入検査の予定を、毎年度3月20日までに、様式6-5により県に通知するものとする。

(特定事業場等立入検査実施基準)

第19条 第17条第1項の基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 立入検査の対象となる事業場は、法第12条、第12条の2又は第12条の11に該当する事業場とする。
- (2) 立入検査のうち、事業場排水の水質の検査を行う回数は、事業内容、下水量及び法第12条の2第1項、第3項並びに第12条の11で定める項目のうち、(3)(別表-4)に定められた項目(以下「処理困難物質」という。)の使用状況により、別表-1のとおりとする。ただし、相当の事情がある場合には、ランクを上げることは妨げないものとする。

(別表-1) 水質の検査の回数区分

ランク	対象事業場	水質の検査の回数
S	①特に注意を要する事業場	6回/年またはそれ以上
A	①主として電気めっき施設を使用している事業場(処理困難物質を使用している場合で、下水量問わず) ②下水量が100m ³ /日以上処理困難物質を使用する製造業 ③下水量が100m ³ /日以上産業廃棄物処理業で、処理困難物質を排除する可能性がある事業場 ④下水量が1,000m ³ /日以上事業場(病院は除く)	4回/年
B	①主として酸又はアルカリによる表面処理施設を使用している事業場(処理困難物質を使用している場合で、下水量問わず) ②下水量が50m ³ /日以上学術・開発研究機関 ③下水量が100m ³ /日未満の製造業で、処理困難	3回/年

	物質を排除する可能性がある事業場 ④下水量が100m ³ /日以上 ^の 製造業（食品製造業は除く。）に該当する事業場	
C	①下水量が50m ³ /日以上 ^の 有機性、あるいは油類に係る汚濁の著しい事業場（食品製造業、道路旅客運送業、鉄道業、その他サービス業等） ②下水量が50m ³ /日以上 ^の 水道業、医療業または洗濯業に該当する事業場 ③下水量が50m ³ /日以上100m ³ /日未満 ^の 産業廃棄物処理業で、処理困難物質を排除する可能性がある事業場 ④S～Bランクに該当しない製造業で、定期的な監視を必要とする事業場	2回/年
D	①工程系廃水等を回収又は委託処理しているため特定施設等に係る排水を下水へ排除しておらず、上記ランクに該当しないが、定期的な監視を必要とする事業場（下水量50 m ³ /日未満 ^の 事業場を含む） ②下水量が50m ³ /日未満 ^で 、処理困難物質を排除する可能性がある事業場 ③その他、排水の監視を必要とする下水量が50 m ³ /日以上 ^の 事業場（ガソリンスタンド、自動車整備工場等）	1回/年
E	①上記ランクに該当しない事業場 ②処理困難物質を使用しておらず、下水量が50m ³ /日未満 ^の 事業場	必要に応じて

(3) 立入検査の際に実施する水質の検査項目は、次のとおり、ア全般検査、イ追跡検査ごとに定める。

ア 全般検査は、別表－2については全事業場に対し、別表－3については必要に応じて、別表－4に掲げる項目については、下水道法第12条及び第12条の11、または第12条の3及び第12条の4により届出のあった下水に排除される可能性がある項目について実施する。このほか、事業場の操業状態や過去の立入検査の結果等から、測定をする必要があると認められる項目について、必要に応じて追加することができる。

(別表－2) 必須測定項目

pH、BOD、COD、SS、温度、色、臭気

(別表－3) 補助項目

ノルマルヘキサン抽出物質、沃素消費量

(別表一 4) 処理困難物質

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1,4-ジオキサン、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物、アンモニア性窒素^{※2}、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素^{※2}、ニッケル及びその化合物^{※2}、ダイオキシン類

※1 ※2以外の物質の基準値については、下水道法施行令第9条の4のとおり。

※2 条例で定める項目であるため、基準値は各自治体の条例のとおり。

イ 追跡検査は、規制基準違反があった場合、改善状況等を確認するために実施することができるものとする。

(4) 立入検査時に事業場から聴取を行う場合の確認内容は、次のとおりとする。

ア 届出内容との照査

イ 除害施設の維持管理状況

ウ 事故時の対応体制

エ 法第12条の12に基づく下水の水質測定実施状況

(5) 下水道法第12条の9に規定する事故が発生した際は、別に定める「流域下水道に係る水質異常時の対策実施要領」に基づいて、原因となった事業場に対して原則立入検査を実施するものとする。なお、原因となる事業場が判明していない場合は、公共下水道に流入した物質等から該当する事業場の絞り込みを行ったうえで立入検査を実施する。

(6) 立入検査の実施にあたっては、必要に応じて県も協力するものとする。なお、流域関連市町の職員以外の者が検査に同行する場合は事前に検査先の了解を得たうえで実施するものとする。

(流入下水の水質調査)

第20条 県は、流域下水道へ流入する下水の水質を把握するため、流域下水道幹線において調査を実施するものとし、必要に応じて流域関連公共下水道のマンホールで、関連市町職員の立会いのもとに水質調査を行うことができるものとする。

2 県は、前項の調査の結果、排除基準を超過した場合は必要に応じて関係流域関連市町に連絡するものとする。また、毎月の調査結果については、必要に応じて流域関連市町に送付する。

(水質異常等の対策)

第21条 県及び流域関連市町は、水質異常等の対策について、別に定める「流域下水道に係る水質異常時の対策実施要領」に基づいて実施するものとする。なお、下水道法第12条の9に規定する事故に該当するものについては、県が結果を取りまとめ、遅滞なく神奈川県ホームページで公表するものとする。

第7章 流域関連公共下水道の管理

(公共下水道条例等の制定)

第22条 流域関連市町は、流域下水道の維持管理に係わる事項について条例等を定めようとするときは、あらかじめ県の意見を聴くこととする。条例等を改正しようとするときも、同様とする。

(公共下水道の日常管理)

第23条 流域関連市町は、流域関連公共下水道を定期的に巡視し、適正な日常管理を行うために必要な清掃、補修、排水設備の指導等の適切な措置を講ずるものとする。

(雨水等の流入防止)

第24条 流域関連市町は、污水管に雨水等の不明水の流入を防止するよう浸入水削減対策を行わなければならない。

(管理状況の確認)

第25条 流域関連市町は接続、流入、維持管理その他の管理状況について県が確認を求めた場合は、県の指定する職員の立会いのもとに確認を受けなければならない。

2 前項の結果、管理状況が適切でないと認められる場合は、当該流域関連市町に対し、県は必要な措置を取るべきことを求めることができるものとする。

第8章 その他

(申請等の手続き)

第26条 流域関連市町から県へのこの要綱で定める申請・届出及び報告等は、流域下水道整備事務所へ各2部提出するものとする。

(協議事項)

第27条 この要綱に定めがない事項については、県と流域関連市町で別途協議することとする。

附 則

1 この要綱は、相模川流域下水道にあつては平成2年4月1日から、酒匂川流域下水道にあつては平成3年1月1日から適用する。

2 「流域下水道への接続要綱」は、相模川流域下水道にあつては平成2年3月31日、酒匂川流域下水道にあつては平成2年12月31日をもって廃止する。

附 則 (第14条及び第18条関係改正)

1 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

ただし、酒匂川流域下水道においては、第14条の規定については、平成9年4月1日から適用するものとし、それまでの期間は改正前の規定を適用する。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

2 改正前の流域下水道維持管理要綱の規定に基づき定められた要領及び基準等については、平成16年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年6月23日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。ただし、第19条の2の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式1-1(第4条関係)

平成 第 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長

流域関連公共下水道の流域下水道への接続の承認(変更)について(申請)

このことについて、別紙のとおり承認を受けたいので申請します。

(問い合わせ先)

流域下水道への接続承認（変更）申請調書

項 目		内 容	備 考
接 続 流 域 下 水 道 名			
接 続 幹 線 名			
接 続 処 理 分 区 名			
接 続 箇 所 名			
接 続 箇 所 番 号			
接 続 管 の 種 類			
接 続 管 の 形 状 寸 法			
接 続 計 画 面 積	合 流 区 域 (ha)		
	分 流 区 域 (ha)		
	計 (ha)		
接 続 計 画 人 口	合 流 区 域 (人)		
	分 流 区 域 (人)		
	計 (人)		
接 続 計 画 下 水 量	合 流 区 域 (m ³ / 日)		時間最大
	分 流 区 域 (m ³ / 日)		時間最大
	計 (m ³ / 日)		
接 続 工 事 予 定 期 間	至 平 成 年 月 日		
	自 平 成 年 月 日		
流 入 開 始 予 定	平 成 年 月 日		

- 添付資料
- 1 図面（計画一般図、マンホール構造図、縦断図、その他）
 - 2 流量計算書
 - 3 下水量算出根拠調書

接続承認(変更)申請調書作成要領

- 1 「接続処理分区名」については、流域下水道の処理分区(県指定)を記入すること。
- 2 「接続箇所番号」は、県で指定した番号とする。
- 3 「接続管の種類」については、管の材質(遠心力鉄筋コンクリート管等)を記入すること。
- 4 「接続管の形状寸法」については、内径、長さ、勾配を記入すること。
- 5 「接続計画面積」・「接続計画人口」・「接続計画下水量」については、接続管の受け持つ範囲、つまり処理分区の全体計画について記入すること。
- 6 面積は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位までとし、下水量は小数点以下を四捨五入すること。

(添付資料)

1 図面

- (1) 計画一般図(縮尺:1/10,000~1/20,000) (1部)

(下水道計画図を使用すること)

- 記入事項
- ・全体計画処理区域 青色
 - ・既接続処理分区 黒色
(合流区域は斜線)
 - ・申請接続位置
 - ・既接続位置
 - ・凡例
 - ・図面右下に次の見出しを貼ること。

○○川流域下水道接続申請一般図			
処理分区名	○ 岸 ○ ○ 処 理 分 区		
申請年月日	年 月 日	縮尺	1/
都 市 名	○ ○ 市		

- (2) マンホール構造図(縮尺:1/100以上)
別記
- (3) 縦断図(縮尺:1/100以上・横1/500以上)
別記
- (4) その他(合流式の場合のみ)
雨水吐き室構造図(堰高記入のこと)
吐き口構造図(放流河川の横断図及び高水位・低水位を記入のこと)
縦断図(吐き口~雨水吐き室~接続マンホール間)

2 流量計算書

接続間及び雨水吐き室(堰高計算を含む)・吐き口、放流河川

3 下水量計算根拠調書

全体計画の汚水量とする。(日平均汚水量)

(土地利用別の計画人口、面積、家庭汚水、工場排水、地下水量等を記入)

<p>付近平面図 S=1/200~1/500</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ できるだけ詳しく記入(略図しない) ○ 付近建物、構造物、道路とその名称 ○ 流域下水道 黄色 ○ 公共下水道 赤色 ○ 管径・勾配、延長、番号 ○ なるべく広い範囲を記入 ○ マンホール番号、名称、方位 </div> <p>縦断面図 縦 S=1/100 横 S=1/200~1/500</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 付近平面図の範囲にある公共幹線を記入 ○ 管径、勾配、延長、番号 ○ マンホール番号、名称 ○ 流域下水道 黄色 ○ 公共下水道 赤色 ○ 地盤高、土被り、管底高 </div>	<p style="text-align: center;">マンホール構造図 S=1/50~1/100 (断面図)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(平面図)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最終端マンホール及び接続マンホールを記入 ○ 流域下水道構造物 黄色 ○ 公共下水道及び接続工事により公共下水道が施工する部分 ○ 仮設(土留等)掘削中を記入 ○ 最終端マンホールを記入できない場合は別図にする。 </div> <p style="text-align: center;">(断面図)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(側面図)</p> </div>	<p style="text-align: center;">(正面図)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">○ 平面図に同じ</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○ 岸 ○ ○ 処理分区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">最終端マンホール・接続マンホール構造図</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○ ○ 市(町)</td> </tr> </table>	○ 岸 ○ ○ 処理分区	最終端マンホール・接続マンホール構造図	○ ○ 市(町)
○ 岸 ○ ○ 処理分区					
最終端マンホール・接続マンホール構造図					
○ ○ 市(町)					

様式1-2(第4条関係)

下水第 号
平成 年 月 日

市(町)長 殿

神奈川県知事

流域関連公共下水道の流域下水道への接続の承認について(通知)

平成 年 月 日付け第 号で 申請のありました標記のことについては、次のとおり承認します。

流域下水道名 :

接続幹線名 :

接続箇所名 :

接続箇所番号 :

処理区分 :

(問い合わせ先)

様式2-1(第6条関係)

第 号
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長

流域関連公共下水道の流域下水道への接続工事着工届

平成 年 月 日付け下水第 号で承認された本市(町)公共下水道の流域下水道への次の接続工事を平成 年 月 日に着工しますので届け出ます。

接続幹線名 :

接続処理分区名 :

接続箇所名 :

接続箇所番号 :

接続承認年月日 :

(問い合わせ先)

様式2-2(第6条関係)

第 号
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長

流域関連公共下水道の流域下水道への接続工事完工届

平成 年 月 日付け第 号で承認された次の公共下水道の流域下水道への接続工事が平成 年 月 日に完工しましたので届け出ます。

接続幹線名 :

接続処理分区名 :

接続箇所名 :

接続箇所番号 :

接続承認年月日 :

(問い合わせ先)

接 続 工 事 完 工 検 査 復 命 書

事業主体		
接続幹線名		
接続処理分区名		
接続箇所番号		
検査結果		
摘 要	請負業者名	
	完成年月日	

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

平成 年 月 日 上記のとおり接続工事完工を検査したので復命します。

検 査 員
立 会 人

- (注意事項) ・検査に際しては、市(町)の立会いのもとに行うものとする。
 ・本調書は県が作成する。

下水第 号
平成 年 月 日

市(町)長 殿

神奈川県知事

流域関連公共下水道の流域下水道への接続工事完工検査結果について(通知)

平成 年 月 日付け第 号で完工届けのありました標記のことについて、次のとおり通知します。

流域下水道名 :

接続幹線名 :

接続処理分区名 :

接続箇所の地名 :

接続箇所番号 :

検査の結果 :

(問い合わせ先)

市(町)長 殿

神奈川県知事

流域下水道の供用及び処理開始について(通知)

〇〇川流域下水道の供用及び処理開始については、下水道法第25条の14の規定に基づき次のとおり通知します。
なお、貴職に係わる手続きについて遺漏なきようお願いいたします。

1 供用及び処理開始年月日	平成 年 月 日
2 流域関連公共下水道より下水を排除及び処理すべき区域	
3 供用及び処理開始しようとする排水施設の位置	
4 供用及び処理開始しようとする排水施設の排除方式	分流式 合流式

(問い合わせ先)

平成 年 月 日
第 号

神奈川県知事 殿

市(町)長

流域関連公共下水道から流域下水道への流入開始(変更)について(申請)

このことについて、平成 年度分の流域下水道への流入について、次のとおり申請します。

処理分区名	接 続 幹線名	分区名	接続箇 所番号	接続工事 完了年月日	流入開始 年月日	流入変更 年月日	流入面積 (ha)

- 添付資料
- 1 年度総括表
 - 2 流入申請調書
 - 3 流入申請総括表
 - 4 流入申請区域の地名
 - 5 一般平面図

注)1 流入開始又は、変更のある処理分区について申請する。

注)2 流入面積は、既申請面積を含む合計値とする。

(問い合わせ先)

平成 年度 総括表

項目	流入申請値 (公示対象)	区域外 (予定)	合計	「維持管理につ いて」試算値	備考
面積(ha)					
人口(人)					
家庭汚水量(m3/日)					
事業所排水量(m3/日)					
有収水量計(m3/日)					
不明水量(m3/日)					
晴天時汚水量(m3/日)					

平成 年度 流入申請調書

都市名()		接続幹線名()		接続分区名()		
接続番号()		接続箇所の地名()				
項 目		既申請	申 請	全体計画	備 考	
流入面積(ha)	合流区域				公示予定面積	
	分流区域				"	
	計				"	
流入人口(人)	合流区域				実処理人口	
	分流区域				"	
	計				"	
晴天時流入汚水量 (日平均)	家庭汚水 原単位 ($\frac{kg}{人 \cdot 日}$)	合流区域			現在の原単位	
		分流区域			"	
		計			"	
	家庭汚水量 ($m^3/日$)	合流区域				有収水量
		分流区域				"
		計				"
	事業場 排水量 ($m^3/日$)	合流区域				"
		分流区域				"
		計				"
	地下(不明) 水量 ($m^3/日$)	合流区域				実流入量
		分流区域				"
		計				"
	合 計 ($m^3/日$)	合流区域				晴天時汚水量
		分流区域				"
		計				"

本表は、処理分区ごとに作成する。

平成 年度(既申請・申請・全体計画)流入申請総括表 (市(町))
 ※既申請、申請、全体計画別に作成すること。

接続分区名											合計	備考
接続箇所番号												
流入面積 (ha)	合流区域											
	分流区域											
	計											
流入人口 (人)	合流区域											
	分流区域											
	計											
家庭污水 原単位(L/人・日)	合流区域											
	分流区域											
	計											
家庭汚水量 (m ³ /日)	合流区域											
	分流区域											
	計											
事業所排水量 (m ³ /日)	合流区域											
	分流区域											
	計											
有収水量計 (m ³ /日)	合流区域											
	分流区域											
	計											
地下(不明)水量 (m ³ /日)	合流区域											
	分流区域											
	計											
合計 (m ³ /日)	合流区域											
	分流区域											
	計											

流入申請調書等作成要領

流入申請に添付する資料は、次のとおりとする。

- 1 年度総括表
 - (1) 様式・・・別添様式により作成する。
 - (2) 記入注意事項
 - ・流入申請値・・・流入申請総括表の合計値を記入する。
 - ・区域外・・・法第24条第1項第3号に該当する、当該年度流入予定値の合計を記入する。
 - ・「維持管理について」試算値・・・当該年度に係る「維持管理について」の試算値を記入する。
- 2 流入申請調書
 - (1) 様式・・・別添様式により処理分区毎に作成する。
- 3 流入申請総括表
 - (1) 様式・・・別添様式により「既申請」、「申請」、「全体計画」を別に作成する。
- 4 流入申請区域の地名
- 5 一般平面図
 - (1) 縮尺は1/10,000～1/20,000程度とする
 - (2) 記入事項
 - ・見出し 縮尺、図名、市町名等記入
 - ・全体計画区域 黄色線
 - ・流域関連公共下水道事業認可区域 紫色線
 - ・既流入区域（既処理区域） 黒色（合流区域は斜線）
 - ・申請流入区域（公示予定区域） 赤色（合流区域は斜線）
 - ・流域下水道との接続点 茶色
 - ・凡例

下水第 号
平成 年 月 日

市(町)長 殿

神奈川県知事

流域関連公共下水道から流域下水道への流入の承認について(通知)

このことについて、平成 年 月 日付 第 号で申請のあった次の事項
については、承認することとしたので通知します。

流域下水道名	処理区名	接続幹線名	処理分区名	接続箇所 番号	流入面積 (ha)	摘 要

(問い合わせ先)

第 号
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長

流域関連公共下水道の処理開始の公示について(報告)

このことについて、下水道法第9条第2項に基づく公示を次のとおり行ったので報告します。

流域下水道名 処 理 区 分	接続幹線名	分区名	接続箇所 番 号	流入(変更) 承認年月日	公 示 年月日	公示面積 (ha)

(問い合わせ先)

添付資料 処理開始公示の写し
(公示に使用した調書、図面の写しとする。)

神奈川県知事 殿

市(町)長

区域外流入協議書

下水道法第24条第1項第3号に規定する流域関連公共下水道の使用について、流域下水道維持管理要綱第11条の規定により、関係書類を添えて協議します。

公共下水道名	
接続箇所番号	
処理分区名	
流入予定区域	

(問い合わせ先)

市(町)長 殿

神奈川県知事

区域外流入回答書

平成 年 月 日付け 第 号で協議のあったことについては、次のとおり回答します。

公共下水道名	
接続幹線及び 接続箇所番号	
処理分区名	
区域(件名) 及び流入水量	
条 件	

(問い合わせ先)

様式5-1(第13条関係)

平成 年 月 日
第 号

神奈川県知事 殿

市 (町) 長

流域関連公共下水道から流域下水道への流入下水道量について(報告)

このことについて、流入の承認を受けた区域から〇〇川流域下水道へ流入した〇月分の下水道量について、別紙のとおり報告します。

(問い合わせ先)

月間流入下水道量調書

市町名()
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月

接続幹線名	処理分区名	接続番号	分・合流区分	流入面積 (ha)	流入人口 (人)	申請流入量 m3/月	流入量 m3/月	晴天時日平均 m3/月	雨水量 m3/月
			合流式						
			分流式						
			小計						
計			合流式						
			分流式						
			小計						

注)雨天時流入下水道量報告書を添付すること。

注)流入量が申請流入量を上回った場合、理由書(様式任意)を速やかに提出すること。

様式5-2(第13条関係)

第 号
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

市 (町) 長

〇〇川流域下水道への年間流入下水道量について(報告)

このことについて、平成 年度の流入水量及び有収水量を別紙のとおり報告します。

(問い合わせ先)

平成 年度有収水量総括調書

排水量区分	件数又は人口	有収水量	備考
家庭汚水			
事業場排水	0～ 50(m ³ /月)		
	50～ 100		
	100～ 500		
	100～1,000		
	1,000m ³ /月～		
計			

注・家庭汚水と事業場排水との区分がつかない場合は、事業場排水とする。
 家庭汚水の場合、人口も記入する。
 1,000m³/月以上の場合は、多量排水者調書を作成すること。

平成 年度 多量排水者調書

市町名()

分 区 名	事 業 場 名	業 種	排水量(有収水量) (m ³ /年)	備 考
計				

流入下水道量調書等作成要領

1 毎月の報告について

- (1) 本報告は、様式5-1により1ヶ月毎に翌月の20日までに提出するものとする。提出部数は2部とする。
- (2) 流量は、1ヶ月の総量で実流量を原則とし、その他の場合は流域下水道管理者と公共下水道管理者の協議によるものとする。
- (3) 流入人口は、実人口とする。
- (4) 流入面積は、処理開始の公示面積とする。
- (5) 晴天時日平均は、降雨のない日の流入量から1日当たりの流入量を算出し、その月の日数を乗じて、1ヶ月の総量とする。
- (6) 雨水量は、総流入量より晴天時日平均量を差し引いた量とする。ただし、晴天時日平均量が総流入量を上回った場合は、「雨天時流入下水道量報告書」には計算通りの数値を記載し、「月間流入下水道量調書」には晴天時日平均量と総流入量と同値とし、雨水量を0と記載すること。

2 年度の報告について

- (1) 本報告は、年間の流入水量及び有収水量の把握を目的とする。
- (2) 報告は、様式5-2により翌年度7月末までとする。
- (3) 報告対象は、4～3月の12ヶ月とする。
- (4) 処理分区は、流域下水道の処理分区を番号で記入する。
- (5) 件数(人口)は3月31日の数値、有収水量は当該年度の実績総量を記入する。
- (6) 業種は日本標準産業分類による。
- (7) 特定事業場の場合は、備考欄に特定施設の番号を記入する。(複数可)
- (8) 排水量区分のm³/月は、1ヶ月当たりの平均水量とする。

様式6-1(第14条関係)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長
(公印省略)

除害施設の設置について(報告)

このことについて、下水道法第12条及び第12条の11の規定に定められた本市(町)下水道条例に基づき、次のとおり除害施設の設置の届出がありましたので、別添のとおり報告します。

(問い合わせ先)

様式6-2(第15条関係)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長
(公印省略)

特定施設の設置等に係る届出の受理について(通知)

このことについて、下水道法に基づく特定施設の設置等に係る届出がありましたので、同法第12条の10に基づき、別添のとおり通知します。

(問い合わせ先)

様式6-3(第15条関係)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長
(公印省略)

特定施設の計画変更命令について(通知)

このことについて、下水道法第12条の5に基づく命令をしたので、同法第12条の10の規定に基づき別添のとおり通知します。

(問い合わせ先)

様式6-4(第17条関係)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長
(公印省略)

立入検査結果及び改善指導等の状況について(通知)

このことについて、令和 年 月分の立入検査の結果及び改善指導等の状況を別紙のとおり通知します。

(問い合わせ先)

令和 年度特定事業場等立入検査結果概要

市町名: _____

1 調査事業場数

採水月	A 水質の検査				B 聴取等の検査		C 内 訳	
	調査実施事業場数	採水箇所数	違反箇所数	違反項目数	施設等の検査実施事業場数	指導件数	有害物質及びその他	処理困難物質の特記事項等
記入例	10	12		4				
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
1								
2								
3								

※基準違反への対応状況については別表参照
 ※水質検査結果の報告については、計量証明書の添付は不要です。

別表

市町名: _____

2 違反の内訳

立入検査 日	違反事業場名	採水箇所	違反項目・内容	測定結果	基準値	違反対応			改善完了確認測定調査			改善状況	
						対応日	対応内容	改善内容	改善完了 採水日	確認 測定者	測定 測定結果		

様式6-5(第18条関係)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長
(公印省略)

立入検査の予定について(通知)

このことについて、令和 年度分の立入検査の予定を別紙のとおり通知します。

(問い合わせ先)

